

半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭等の親又は児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、対策講座の受講費用の軽減を図るため、半田市ひとり親家庭等自立支援給付金支給要綱第3条第5号に規定する受講開始時給付金、同条第6号に規定する受講修了時給付金及び同条第7号に規定する合格時給付金の事業実施について必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給する給付金（以下「受講開始時給付金」という。）
- (2) 支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給する給付金（以下「受講修了時給付金」という。）
- (3) 受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する給付金（以下「合格時給付金」という。）

(対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、市内に住所を有するひとり親家庭等で現に児童を扶養している者及び当該児童であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする（高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者を除く。）。この場合において、「児童」とは、20歳に満たない者をいう。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム策定又はアセスメントシート等作成等の支援を受けている者であること。
- (2) 就学経験、就業経験、技能及び資格の取得状況並びに労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると市長が認める者であること。

2 給付金の支給は、原則として、対象者一人につき、それぞれ一回限りとする。

(対象講座)

第4条 給付金の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、市長が適当と認めたものとする（高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合を除く。）。

(支給額等)

第5条 通信制講座を受講する場合の給付金の支給額等は、次のとおりとする。

- (1) 受講開始時給付金は、対象講座の受講開始のために支払った費用の額に100分の40を乗じて得た額（その額が10万円を超えときは、10万円）とし、4千円を超えない場合は支給しないものとする。
- (2) 受講修了時給付金は、受講のために支払った費用の額に100分の10を乗じて得た額（その額が受講開始時給付金と合わせて12万5千円を超えときは、12万5千円）とし、4千円を超えない場合は支給しないものとする。
- (3) 合格時給付金は、受講開始のために支払った費用の額および受講のために支払った費用の額（以下「受講経費」という。）から受講開始時給付金と受講修了時給付金を差し引いた額（受講経費が50万円を超えときは、50万円から受講開始時給付金と受講修了時給付金を差し引いた額）とし、1万6千円を超えない場合は支給しないものとする。

2 通学又は通学及び通信併用の講座を受講する場合の給付金の支給額等は、次のとおりとする。

- (1) 受講開始時給付金は、対象講座の受講開始のために支払った費用の額に100分の40を乗じて得た額（その額が20万円を超えときは、20万円）とし、4千円を超えない場合は支給しないものとする。
- (2) 受講修了時給付金は、受講のために支払った費用の額に100分の10を乗じて得た額（その額が受講開始時給付金と合わせて25万円を超えときは、25万円）とし、4千円を超えない場合は支給しないものとする。
- (3) 合格時給付金は、受講経費から受講開始時給付金と受講修了時給付金を差し引いた額（受講経費が50万円を超えときは、50万円から受講開始時給付金と受講修了時給付金を差し引いた額）とし、1万6千円を超えない場合は支給しないものとする。

3 受講経費の対象経費及び対象除外経費は、次のとおりとする。

(1) 対象経費

- ア 入学料（当該受講施設に納付する入学金又は登録料）
- イ 受講料（受講費、教科書代及び教材費）
- ウ ア及びイの消費税

(2) 対象除外経費

- ア 高等学校卒業程度認定試験の受験料
- イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- ウ 講座の補講費
- エ 受講施設が実施する各種行事参加に係る費用
- オ 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- カ 受講のための交通費
- キ クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）
- ク 支給申請時点で受講施設に対して未納となっている受講経費

4 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

5 給付金の支給年度は、申請のあった日の属する年度とする。

(対象講座の指定)

第6条 受講開始時給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自らが受講しようとする講座について半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書（様式第1。以下「対象講座指定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、あらかじめ対象講座の指定を受けなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合等市長が認める場合は、当該書類の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本の写し
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 母子・父子自立支援プログラムの写し又はアセスメントシートの写し等、自立に向けた支援を受けている者であることを証する書類

2 市長は、対象講座指定申請書を受理したときは、受給要件の審査を行い、速やかに対象講座の指定の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定を行ったときは遅滞なくその旨を申請者に通知しなければならない

い。この場合において、半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（様式第2。以下「対象講座指定通知書」という。）により通知するものとする。

（給付金の支給）

第7条 給付金の支給は、次のとおりとする。

（1） 受講開始時給付金

ア 申請者は、対象講座を受講開始した後に、半田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（様式第3。以下「支給申請書」という。）を提出するものとする。

イ 受講開始時給付金の支給申請は、受講開始日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

ウ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合等市長が認める場合は、当該書類の全部又は一部を省略することができる。

（ア） 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本の写し

（イ） 世帯全員の住民票の写し

（ウ） 母子・父子自立支援プログラムの写し又はアセスメントシートの写し等、自立に向けた支援を受けている者であることを証する書類

（エ） 対象講座指定通知書

（オ） 受講に係る領収書

（2） 受講修了時給付金

ア 申請者は、対象講座を修了した後に、市長に対して、受講修了時給付金に係る支給申請書を提出するものとする。

イ 受講修了時給付金の支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

ウ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合等市長が認める場合は、当該書類の全部又は一部を省略することができる。

（ア） 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本の写し

（イ） 世帯全員の住民票の写し

- (ウ) 母子・父子自立支援プログラムの写し又はアセスメントシートの写し等、自立に向けた支援を受けている者であることを証する書類
- (エ) 対象講座指定通知書
- (オ) 受講修了証明書
- (カ) 受講に係る領収書

(3) 合格時給付金

ア 申請者は、合格時給付金の支給を受けようとするときは、文部科学省から合格証書が送付された後に、市長に対して、合格時給付金に係る支給申請書を提出するものとする。

イ 合格時給付金の支給申請は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

ウ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合等市長が認める場合は、当該書類の全部又は一部を省略することができる。

- (ア) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本の写し
- (イ) 世帯全員の住民票の写し
- (ウ) 母子・父子自立支援プログラムの写し又はアセスメントシートの写し等、自立に向けた支援を受けている者であることを証する書類
- (エ) 対象講座指定通知書
- (オ) 文部科学省が発行する合格証書の写し

2 市長は、支給申請書を受理したときは、受給要件の審査を行い、速やかに支給の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定を行ったときは、遅滞なくその旨を申請者に通知しなければならない。この場合において、支給を決定したときは半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書（様式第4）、支給を却下したときは半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金却下通知書（様式第5）により通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により支給決定を行ったときは、速やかに受講修了時給付金又は合格時給付金を支給するものとする。

(給付金の返還)

第8条 市長は、偽りその他の不正な手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、支給額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(状況報告及び調査)

第9条 市長は、給付金の適正な支給を確保するために必要があると認めるときは、その講座の受講状況等について、申請者から報告を求め、又は関係職員に調査させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第1項各号の規定は、令和2年4月1日以降に修了した講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金について適用し、令和2年3月31日以前に修了した講座に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条の規定による受講対象講座の指定並びに第7条の規定による受講修了時給付金及び合格時給付金の申請に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月18日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1号の規定は、令和6年8月1日以降に対象講座の指定を受けた給付金について適用し、令和6年7月31日までに対象講座の指定を受けた者に係る受給条件については、なお従前の例による。

様式第1（第6条関係）

半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講対象講座指定申請書			
年 月 日			
半 田 市 長 様			
申請者氏名			
下記の講座を受講したいので、受講対象講座としての指定を申請します。			
氏 （ 申 請 者 ）	フリガナ	生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
児 童 の 氏 名 （受講者が児童の場合）	フリガナ	生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
住 所	〒	電 話	—
受 講 施 設 の 名 称			
講 座 の 名 称			
受 講 科 目	1 2 3 4		
	5 6 7 8		
試 験 を 免 除 で き る 科 目			
受 講 期 間	年 月 日（受講開始日）～ 年 月 日		
所 要 費 用 （ 予 定 ）	入学料 円、受講料 円 合計 円		
過 去 の 受 給 の 有 無	過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことが ある ・ ない		
戸籍情報・住民基本台帳情報等を半田市が調査することに同意します。			
署名			
（備考）受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合はその旨を記載すること。			
事前相談日 年 月 日			
相談担当者職氏名			
		受理番号	

様式第2（第6条関係）

半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講対象講座指定通知書			
氏 （申請者） 名	フリガナ	生 月 年 日	年 月 日（ 歳）
児 童 の 氏 名 （受講者が児童の場合）	フリガナ	生 月 年 日	年 月 日（ 歳）
住 所	〒		
受 講 施 設 の 名 称			
講 座 の 名 称			
受 講 科 目	1	2	3
	5	6	7
試 験 を 免 除 で き る 科 目			
受 講 期 間	年 月 日（受講開始日）～		年 月 日
所 要 費 用 （ 予 定 ）	入学料	円、受講料	円 合計 円
年 月 日付けで提出のありました半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定したので通知します。 年 月 日 半田市長			

（注意）

- 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う受講経費（入学料（入学金又は登録料）、受講料（受講費、教科書代、教材費））及び受講経費の消費税です。（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に用する費用を除きます。以下同じです。）
- 支給額は、次のとおりです。
 - 受講開始時給付金の支給額は、受講経費及び受講経費の消費税の合計額の4割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は10万円、受講方法が通学又は通学及び通信制を併用する場合は20万円が限度になります。支給決定前に市外転出したときは、半田市から給付金を支給しません。支給金額等を改めて転出先市町村にご確認ください。
 - 受講修了時給付金の支給額は、受講経費及び受講経費の消費税の合計額の1割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は2万5千円、受講方法が通学又は通学及び通信制を併用する場合は5万円が限度になります。受講修了日前に市外転出したときは、半田市から給付金を支給しません。支給金額等を改めて転出先市町村にご確認ください。
 - 合格時給付金の支給額は、受講経費及び受講経費の消費税の合計額から受講開始時給付金と受講修了時給付金を差し引いた額です。ただし、受講経費及び受講経費の消費税の合計額が50万円を超えるときは、50万円から受講開始時給付金と受講修了時給付金を差し引いた額が限度になります。受講修了日前に市外転出したときは、半田市から給付金を支給しません。支給金額等を改めて転出先市町村にご確認ください。
- 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講開始後又は受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、受講を取りやめたとき又は受講を途中でやめたときは、速やかにその旨連絡してください。
- 給付金の支給を受けるためには、所定の提出書類の発行を受け、受講開始時給付金・受講修了時給付金の場合は受講開始日・受講修了日の翌日から30日以内に、合格時給付金の場合は合格証書に記載の日の翌日から40日以内に、改めて半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講修了時給付金支給申請書に、この通知を含む必要書類を添付して支給申請手続きを行うことが必要です。

様式第3（第7条関係）

半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 給付金支給申請書				
年 月 日				
半 田 市 長 様				
申請者氏名				
受講開始時給付金・受講修了時給付金・合格時給付金の支給を受けたいので、下記により申請し				
氏 （申請者）	フリガナ	生 月	年 日	年 月 日（ 歳）
児 童 の 氏 名 （受講者が児童の場合）	フリガナ	生 月	年 日	年 月 日（ 歳）
住 所	〒	電 話	—	
受講施設の名称				
講座の名称				
受 講 科 目	1	2	3	4
	5	6	7	8
試験を免除 できる科目				
受 講 期 間	年 月 日（受講開始日）～ 年 月 日			
所要費用（予定）	入学科 円、受講料 円 合計 円			
希 望 す る 支 払 金 融 機 関	金融機関名		口座の種類	普通 ・ 当座
	支 店 名		口 座 番 号	
	フリガナ			
	口 座 名 義			
戸籍情報・住民基本台帳情報等を半田市が調査することに同意します。				
署名				
(備考)				
			受理番号	

様式第4（第7条関係）

半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 給付金支給決定通知書				
氏 （申請者） 名	フリガナ	生 年 月 日	年 月 日（ 歳）	
児 童 の 氏 名 （受講者が児童の場合）	フリガナ	生 年 月 日	年 月 日（ 歳）	
住 所	〒			
受講施設の名称				
講座の名称				
受 講 科 目	1	2	3	4
	5	6	7	8
試験を免除 できる科目				
受 講 期 間	年 月 日（受講開始日）～		年 月 日	
所要費用（予定）	入学料 円、受講料 円 合計 円			
振 込 口 座	銀 行 名		口座の種類	普通 ・ 当座
	支 店 名		口 座 番 号	
	フリガナ 口座名義			
給 付 金 決 定 額	円			
年 月 日付けで提出のありました半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援 事業給付金支給申請書に基づき審査したところ、上記のとおり決定したので通知します。 年 月 日 半田市長				

（注意）

- 支給申請時から、以下のような生活状況の変化が生じたときは、あなたが半田市ひとり親家庭等
 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の支給申請をされた窓口にて、その旨連絡してください。
 イ 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき
 ロ 半田市に住所を有しなくなったとき
 ハ 養成機関への修業を取りやめたとき
 ニ その他重要な異動があったとき
- 受講開始時給付金の交付決定前、給付金対象講座の修了日前に市外転出したときは、半田市から給
 付金を支給しません。支給金額等を改めて転出先市町村にご確認ください。
- 支給申請内容に不実及び虚偽の申告があった場合は、支給決定の取消し又は変更を実施し、すでに
 支給している給付金等あるときは返還を求めることがあります。

様式第5（第7条関係）

半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 給付金却下通知書			
氏 （申請者） 名	フリガナ	生 月	年 日
		年 月 日（ 歳）	
児 童 の 氏 名 （受講者が児童の場 合）	フリガナ	生 月	年 日
		年 月 日（ 歳）	
住 所	〒		
受 講 施 設 の 名 称			
講 座 の 名 称			
受 講 期 間	年 月 日（受講開始日）～ 年 月 日		
却 下 理 由			
年 月 日付けで半田市ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。 年 月 日 半田市長			

審査請求及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。